

○財務省告示第二百六十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十二年七月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年八月五日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第八十九

回）

二 発行の根拠 平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等
の法律及びその
に關する法律（平成二十二年法律第七号）第二条第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札」という。）と、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる

十 発 行 日	九 振 替 単 位	八										七													
		最 低 額 面 金	行 争 入 札 発 競	非 格 格 競 I	者 ・ 第 I	特 ・ 第 I	国 債 市 場	札 発 行 入	非 競 争 入	入 札 発 行 争	価 格 競 争	払 込 金 額	行 争 入 札 発 競	非 格 格 競 I	者 ・ 第 I	特 ・ 第 I	国 債 市 場	札 発 行 入	非 競 争 入						
平成二十二年七月十六日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	五 万 円				千 九 百 五 十 億 五 千 四 十 六 万 円	円 十 七 億 八 千 六 百 二 十 万 九 千 四 百	十 八 万 円	二 兆 二 千 六 十 四 億 二 千 九 百 六 十			で 千 九 百 四 十 七 億 円		た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	で 十 七 億 八 千 三 百 万 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	百 八 十 五 万 円	面 金 額 で 千 二 百 九 十 七 億 六 千 二	行 した 利 付 国 債 に つ い て は 、 額	十 二 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 発	億 九 千 八 百 二 十 万 円 、 同 法 第 六

十 十
三 二

十 一
ロ イ

の 経 利 発 競 I 加 場 び 札 非 入 価 発
払 過 行 争 非 者 特 国 発 競 札 格 行
込 利 入 価 ・ 別 債 行 争 発 競 行
み 子 率 札 格 第 参 市 及 入 行 争 格

額 以 額
面 上 面
金 の 金
額 そ 額
百 れ 百
円 ぞ 円
に れ につ
つき 応 き
百 募 百
円 価 円
十 格 十
八 十 七
銭 銭

(一) 年 ○
募 入 四
払 決 一
込 定 セ
額 の ン
に 通 ト
加 知 を
え 受 け
次 の た
第 算 者
二 算 者
む 十 式 は
も 号 によ
の に 規
と 定 算 出
す す し た
る 期 日 金
。 に 額 を
払 払 い 込

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4}{100} \times \frac{26}{365}$$

(二) 発 行 時 に お いて、その 利 子
に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ
る も の と し て は、記 録 さ れ る も
の 座 に 記 載 は、前 記 の 算 式
の 算 出 した 金 額 か ら 該 式
に よ り 算 出 した 金 額 を 乗 じ た 金
額 (一) に 算 入 した 金 額
額 (一) に 算 入 した 金 額
時 間 にお いて、該 式
住 民 又 は 外 国 人 等
に 対 し、前 記 の 算 式
出 発 点 として、該 式
は 外 国 法 人 が 適 用 受 け る 所

十四 初期利子
 平成二十二年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子
 毎年の六月二十日及び十二月二十日を支払い日とし、各支払期において、その日以前六箇月に属する利子を支払う。平成二十二年六月二十日額面金額百円につき百円日本銀行
 平成二十二年七月十六日
 財務大臣から通知を受けた者
 払込期日
 入札参加
 払場所
 元利支
 償還金額
 償還期限
 二十 十九 十八 十七 十六